

日本教育社会学会「研究倫理宣言」と「倫理規程」の対応表

| 研究倫理宣言（パラグラフ単位） | 倫理規程の条文 |
|---|---|
| ① 日本教育社会学会および会員は、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重すべき責任を有している。その活動は、人間の幸福と社会の福祉に貢献することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・（1条）基本的人権の尊重 ・（4条）差別的な取り扱いの禁止 ・（5条）ハラスメントの禁止 |
| ② 会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、教育という人間にとって枢要な営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもちなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・（2条）社会的責任 |
| ③ 会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・（3条）社会調査の倫理 ・（4条）差別的な取り扱いの禁止 ・（5条）ハラスメントの禁止 ・（6条）研究不正の禁止等 ・（7条）その他の不正行為の禁止 |
| ④ 会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・（2条）社会的責任 ・（9条）社会的還元 |
| ⑤ 学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・（8条）相互連携と研鑽等 ・（10条）規程の運用 |

（注）倫理規程条文の漢字の使い方は文部科学省、日本学術会議等のHP使用にあわせる。